

入札説明書

この入札説明書は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）、茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号。以下「財務規則」という。）及び入札心得（平成9年茨城県告示第1141号）、本件調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、本大学が発注する調達契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が、遵守しなければならない一般的事項を定めたものであるので、入札参加希望者は次の事項を熟知のうえ、入札書を提出してください。

1 公告日 令和8年9月7日（月）

2 競争入札に付する事項

別記のとおり。

3 入札参加者に必要な資格

- (1) 政令第167条の4第1項の規定に該当していない者であること及び同条第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (2) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく物品調達等競争入札参加資格があること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第27条第1項の規定により石油販売業の届出をしていることを証明した者であること。
- (4) 入札公告において示した物品調達の規格（仕様）に適合した物品及び数量を確実に納入することができることを証明した者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から第3号に規定する者でないこと。
- (7) 県内に本支店又は営業所を有すること。
- (8) 入札公告において示した入札参加を希望する者が証明すべき事項は、次表左欄に掲げる事項とし、同表中欄に掲げる書類を別記の2(1)及び(4)に示す場所、期間に全て提出すること。

入札参加者が証明すべき事項	書 類 名	様 式
入札参加に必要な資格を有すること	一般競争入札参加資格確認申請書	様式第1号
石油の備蓄の確保等に関する法律第27条第1項の規定による届出をしていること	「石油販売業開始届出書」又は「同変更届出書」の写し（注1）	—
入札参加者が必要な資格を有すること	一般競争入札参加資格等確認資料	様式第2号
調達物品の納品が確保されていること	納品証明書（注2）	様式第3号
配送計画が整っていること	配送計画証明書	様式第4号
入札の公正を害する行為をしないこと	誓約書	様式第5号

注 1) 「石油販売業開始届出書」に変更がある場合は、直近の「石油販売業変更届出書」の写しを添付すること。

注 2) 元売会社からの『出荷保証書』及び『成分分析表』を添付すること。

- (9) 提出書類を確認した結果は書面（様式第 6 号）により通知する。

なお、本契約を履行することができると認められた者に限り入札に参加できるものとする。

4 入札及び開札

- (1) 入札参加者又はその代理人は、入札公告、入札説明書、重油単価契約書（案）、茨城県財務規則及び入札心得等を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該入札公告等について疑義があるときは、別記の 3 に掲げる部局に説明を求めることができる。ただし、入札後、入札公告等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、入札に際しては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為をしないこと。
- (3) 入札参加者又はその代理人は、入札書に必要事項を記載（押印を含む。）し、当該入札書を直接に又は郵便（書留郵便に限る。）により別記の 2 (1) 及び (2) に示す場所、期間に提出しなければならない。
- (4) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は日本語に限るものとし、また、入札金額は日本国通貨による表示に限るものとする。
- (5) 入札参加者又はその代理人は、次に掲げる事項を記載した入札書（様式第 7 号）を提出しなければならない。

ア 入札金額

イ 入札参加者が入札する場合は、入札参加者の住所、氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名）及び押印

ウ 代理人が入札する場合は、入札参加者の住所、氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印

- (6) 入札書は、直接に提出する場合は封書に入れ、密封し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその商号又は名称）及び「9 月 28 日開札〔重油 JIS 1 種 1 号〕入札書在中」と朱書きすること。
郵便により提出する場合及び郵送受領期間内に直接提出する場合は二重封筒とし、入札書を中封筒に入れて密封のうえ、当該中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を朱書きし、外封筒の封皮には「9 月 28 日開札〔重油 JIS 1 種 1 号〕入札書在中」と朱書きすること。
- (7) 代理人が入札する場合は、開札時まで委任状（様式第 8 号）を提出しなければならない。
- (8) 入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について訂正線を引き、押印しておかなければならない。ただし、入札金額についての訂正は認めない。
- (9) 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。この規定は郵送による入札書にも適用する。
- (10) 入札参加者又はその代理人が連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。
- (11) 入札金額は、1 リットル当たりの単価を記載するものとし、調達物品の納入場所渡しに要する一切の諸経費を含め入札金額を見積るものとする。
- (12) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）を

もって落札価格とするので、入札参加者又はその代理人は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (13) 入札公告により、茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項に基づき物品調達等競争入札参加資格審査申請書を提出した者が、当競争入札参加資格審査を有すると認められることを条件にあらかじめ入札書を提出した場合において、当該者に係る入札資格審査が開札日時までに終了していないとき又は資格を有すると認められなかったときは、当該入札書は落札決定の対象としない。
- (14) 開札の日時及び場所（以下「入札場」という。）は別記の2(3)のとおり。
- (15) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない本大学職員を立ち会わせてこれを行う。
- (16) 入札場には、入札参加者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員及び前記(15)の立会い職員以外の者は入場することができない。
- (17) 入札参加者又はその代理人は、開札時刻後においては、入札場に入場することができない。
- (18) 入札参加者又はその代理人は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、入札場を退場することはできない。
- (19) 入札場において、次のいずれかに該当する者は当該入札場から退去させる。
 - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は不正の利益を得るための連合をした者
 - イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための連合をした者
- (20) 入札参加者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札参加者の代理人となることができない。

5 不公正な入札

- (1) 公正な競争を不法に阻害する入札を行った場合には、当該入札書の入札を無効とする。
- (2) (1)に該当する入札を行った者は、再度入札する資格がない者とみなし、かつ、当該入札者の氏名を公表するものとする。

6 無効の入札書

次のいずれかに該当する入札書は、これを無効とする。

- (1) 入札公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出したもの。
- (2) 入札金額のないもの。
- (3) 入札参加者が入札する場合は、入札参加者の住所、氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名）及び押印のないもの又は判然としないもの。
- (4) 代理人が入札する場合は、入札参加者の住所、氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のないもの又は判然としないもの（入札参加者本人の氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名）又は代理人であることの表示のない又は判然としない場合には、正当な代理であることが委任状その他で確認されたものを除く。）。
- (5) 入札金額の記載が不明確なもの。
- (6) 別記の2(2)に掲げる入札書の受領期間内に到達しなかったもの。
- (7) その他入札に関する条件に違反したもの

7 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提出した者であって、財務規則第146条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって入札した者を落札者とし、契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2)の同価の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (4) 落札者とされなかった入札参加者から請求があったときは、速やかに落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所、落札金額並びに当該請求を行った入札参加者が落札されなかった理由又は無効とされた場合にあっては、無効とされた理由を、当該請求を行った入札者に書面をもって通知するものとする。ただし、開札に立ち会った入札者は、開札の場所において、口頭で通知することでこれを省略できるものとする。
- (5) 落札者が、指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

8 再度入札

- (1) 再度入札は一回とする。
- (2) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
- (3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札したものに見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

9 入札保証金

入札金額の100分の5以上の額とする。ただし、財務規則第143条第2項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全額又は一部の納付を免除する。

10 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、財務規則第138条第2項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全額又は一部の納付を免除する。

11 契約書の作成

- (1) 入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、令和7年7月1日に契約書を取り交わすものとする。
- (2) 契約書は2通に記名押印し、各1通を保管する。
- (3) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 本契約は、茨城県立医療大学長及び契約の相手方の双方が契約書に記名押印して成立するものとする。

12 入札者に求められる義務

入札参加者又はその代理人は、入札公告等において求められた調達物品の条件、入札参加者に必要な資格の証明等について説明を求められた場合は、開札日の前日までに入札参加者の負担において完全な説明をしなければならない。

13 契約事項

別添単価契約書(案)のとおり

14 その他必要な事項

- (1) 入札参加者若しくはその代理人又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者若しくはその代理人又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (2) 入札者と使用する入札書等の関連については、次表のとおり。

入札者の別	使用する様式
入札参加者が入札するとき	様式第 7 号
入札権限について、入札参加者から委任を受けている者が入札するとき	様式第 7 号及び様式第 8 号

- (3) 本件調達に関する照会先は、別記の 3 のとおり。

別記

1 競争入札に付する事項

- (1) 購入物件名
重油 JIS 1種1号
- (2) 購入量
予定数量：42,000リットル
- (3) 納入期間
令和8年10月1日から令和8年10月30日まで
- (4) 納入場所
茨城県立医療大学 茨城県稲敷郡阿見町阿見4669番地2
4箇所（大学用タンク1、病院用タンク1、非常用発電機用タンク2）
- (5) 納入方法
当大学が指定する日時に指定数量をタンクローリー車で納入すること。
（1回に14キロリットル程度）

2 入札及び開札

- (1) 入札書、品質証明書等添付書類の提出場所
〒300-0394 茨城県稲敷郡阿見町阿見4669番地2
茨城県立医療大学 総務課 経理担当
電話 029-840-2113
- (2) 入札書の受領期間
（郵送の場合）令和8年9月25日（金）午後5時まで
（上記以外）開札当日
- (3) 開札の日時及び場所
（開札日時）令和8年9月28日（月）午前10時
（開札場所）茨城県立医療大学事務局総務課内
- (4) 品質証明書等添付書類の受領期間
入札公告の日から令和8年9月18日（金）午後4時まで

3 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

〒300-0394 茨城県稲敷郡阿見町阿見4669番地2
茨城県立医療大学 総務課 経理担当
電話 029-840-2113